

**琉球政府関係文書デジタル・アーカイブ事業デジタル化業務  
一般競争入札公告**

以下のとおり公告する。

令和8年5月13日

沖縄県知事 玉城 康裕

**1 一般競争入札に付する事項**

- (1) 業務名 琉球政府関係文書デジタル・アーカイブ事業デジタル化業務
- (2) 業務場所 沖縄県公文書館内
- (3) 委託内容

琉球政府文書及び行政関係団体文書並びに琉球列島米国民政府文書をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにするため、紙資料をデジタル撮影し、簿冊単位でデジタルデータを作成する。劣化資料については修復を行う。

撮影簿冊数 1,000 簿冊（撮影コマ数は、約 110,000 コマ）

- (4) 契約期間 契約締結の日～令和9年3月31日

※ 詳細は契約書案（仕様書を含む）を参照のこと

**2 入札参加資格**

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 国税及び沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において、現に沖縄県及び沖縄県内市町村から指名停止及び指名回避の措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、

資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 最近3年間で国又は地方公共団体と同種の業務実績があること。

(10) 沖縄県内に事業所を有すること。

(11) 本委託事業の公告内容及び仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

### 3 質問及び参加申込みに関する事項

#### (1) 担当課

沖縄県総務部総務私学課 文書法規班（担当者：宜保（ぎぼ））

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（行政棟 6階）

電話 098-866-2074

電子メールアドレス aa002003@pref.okinawa.lg.jp

#### (2) 質問受付

この公告または業務に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和8年5月20日（水）正午

イ 提出方法 質問票（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出。  
なお、電子メールの件名は「【質問】琉球政府関係文書デジタル・アーカイブ事業デジタル化業務について」とすること。

ウ 回答方法 質問と回答を取りまとめ、沖縄県ホームページに随時掲載する。

エ 回答期限 令和8年5月22日（金）

#### (3) 参加申込み

入札参加希望者は、入札参加資格を満たしていることを証する「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式2）に同様式内で指定する関係書類を添えて提出すること。

ア 提出期限 令和8年5月25日（月）15時必着

イ 提出先 沖縄県総務部総務私学課（上記（1）を参照）

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出（電子メールによる提出は認めない）

#### 4 入札手続きに関する事項

##### (1) 入札日時及び場所

日時：令和8年5月28日(木) 14時

場所：沖縄県本庁舎4階会議室（病院事業局跡・旧統括監室）

※ 上記3（3）の参加申込みを行った者及びその代理人以外の入室は認めない。

##### (2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (3) 注意事項

- ア 入札は、本人が行うのが原則で、本人の印鑑を持参すること。
- イ 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出すること。
- ウ 入札書及び委任状は、規定の様式を使用すること。
- エ 入札書の記名、押印、入札事項、日付等誤りのないように確認すること。
- オ 入札者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換、変更又は取消をすることができない。
- カ 1回の入札で落札しない場合は、再度入札を行うので、入札書の様式をコピーして3部準備すること。

##### (4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者が行った入札
- イ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ウ 2人以上の者から委任状を受けた者が行った入札
- エ 入札書の表記金額を訂正した入札
- オ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- カ 入札条件に違反した入札
- キ 談合その他不正の行為があった入札
- ク 委任状を持参しない代理人が行った入札

##### (5) 落札者の決定

- ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務

に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- ウ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

## 5 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第1項の規定により、入札金額の100分の5以上を県に納付すること。ただし、同条第2項各号に該当する場合は免除とする。

### (2) 契約保証金

沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、入札金額の100分の10以上を県に納付すること。ただし、同条第2項各号に該当する場合は免除とする。

## 6 関連資料

- (1) 契約書案（仕様書を含む。）
- (2) 質問書（様式1）
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (4) 入札保証金について
- (5) 入札書（様式）
- (6) 委任状（様式）

※ 提出した書面は返却しない。